九　トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十二年公正取引委員会告示第四十号）

第１条中「トマト加工品業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もってトマト加工品業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、トマト加工品業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第８条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十　飲用乳の表示に関する公正競争規約（昭和四十三年公正取引委員会告示第三十八号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十一　食酢の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年公正取引委員会告示第十二号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、食酢業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第13条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十二　凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年公正取引委員会告示第二十一号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第13条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十三　チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第五号）

第１条中「不当な顧客の誘引を防止し、もってチューインガム業における公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、もって一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「遅滞なく文書をもって消費者庁長官」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「事前に消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十四　果実飲料等の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第十一号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十五　チョコレート類の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第十六号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第11項第２号中「、チョコレート生地」の下に「又は準チョコレート生地」を加える。

第７条第１項中「規定」の下に「又は第９条の規定」を加える。

第８条第１項中「規定」の下に「又は第９条の規定」を加え、同条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十六　ビスケット類の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十六号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、ビスケット類の製造及び販売業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十七　ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第二十七号）

第１条中「ビスケット類の取引に附随して不当な景品類等の提供の制限を定めることにより、ビスケット業における公正な競争秩序を維持することを目的とする」を「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第11条第１項の規定に基づき、ビスケット類の取引に附随して不当な景品類等の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「及び」を「又は」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

十八　自動車業における表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第七十号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、自動車業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第３条第５項中「前３項」を「前三項」に改める。

第６条中「前３条」を「前三条」に改める。

第19条第３項中「前２項」を「前二項」に改める。

第20条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第６項中「前条第４項及び前各項」を「前条第４項又は前各項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第22条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。